

第8章

計画の実現に向けて

第1節 景観形成の考え方

(1) 景観法を活用した規制誘導と各種支援

村上市景観計画では、市全域における最低限の規制誘導により、周囲の景観を損なうような行為を未然に防ぎ、市民の身近な住環境を守ります。しかしながら、届出制度による規制誘導では、悪い景観の創出を防ぐことができても良い景観が形成されるとは限りません。

本市では、別途重点地区への支援や市民に対する普及・啓発活動、人材育成等の取り組みを合わせて実施していくとともに、関係各課や関連事業等との連携を図り、総合的な景観づくりに取り組んでいきます。

(2) 地域の主体的な景観づくりの推進

現在まで受け継がれてきた村上らしい景観は、地域の生活文化に根差した日々の営みと暮らしの中で培われ、育まれてきた景観です。これらの魅力ある景観を今後も引き継ぎ、守り育てていくためには、地域住民が主体的に取り組むことが大切です。

そのため、地域の主役である市民が主体となり、建築をはじめ景観づくりに直接携わる事業者が協力し、様々な支援策を通じて行政が後押しする、三者の協働による景観づくりに取り組んでいきます。



住民による黒塀製作の様子（安善小路）



住民による出格子製作の様子（塩谷地区）

(3) 景観関連制度の活用

前述のとおり村上市景観計画では、最低限の規制誘導により市民の住環境を守ることに主眼が置かれています。そのため、各地域の景観づくりの機運や熟度に合わせて、積極的な景観づくりに取り組んでいけるように、状況に応じた様々な制度を推進していきます。

① 景観地区

景観計画区域よりもより積極的に景観の形成や誘導を図っていきたい場合には、都市計画として景観地区を定めることで、建築物の形態意匠をはじめ、建築物の高さ、壁面の位置、敷地面積について制限することができます。

② 景観協定

ソフト面まで含めた景観づくりに関する住民間の協定であり、景観計画区域や景観地区で定めることができない事項についても定めることができます。

例えば、ショーウィンドウの照明時間、可動式のワゴンの形や色といったソフトな事項まで定めることができ、所有権等が移転した場合にも継承されます。

③ 景観整備機構

景観づくり活動を行う NPO 法人や公益法人等を指定し、景観形成の担い手として公的に位置づけるものです。住民・市民団体・NPO 等の積極的な参加と役割分担により、地域の景観を持続的に守り育てていくことが期待されます。

④ 景観協議会

景観行政団体、公共施設管理者、景観整備機構、関連公共団体、公益事業者、住民等の関係者が、良好な景観づくりに関する協議を行うために設置する協議の場です。景観協議会での合意事項は、協議会の構成員に法的な尊重義務が発生します。

⑤ 歴史的風致維持向上計画（歴まち）

歴史的価値の高い環境を維持・向上させるため、歴史的風致を形成する建造物の復元や修理等のハード面と、そこで行われる人々の活動といったソフト面の両面にわたる取り組みに対して、総合的に支援する制度です。



国指定重要文化財の若林家住宅

⑥ 伝統的建造物群保存地区制度

城下町や宿場町等の歴史的価値の高い集落やまち並みの保存・活用を図るため、文化庁や教育委員会による助言・指導を行うとともに、修理・修景事業や防災設備・案内板の設置等に対する支援を行う制度です。



歴史的建造物によるまち並み（庄内町）

⑦ 重要文化的景観

地域の生活や生業により形成された価値の高い景観を重要文化的景観として選定し、保存・活用のための調査や保存計画の策定、整備、普及・啓発等に関する事業に対して支援を行う制度です。

⑧ 街なみ環境整備事業

生活道路等の地区施設が未整備であったり、住宅等が良好な美観を有していないなど、住環境の整備改善を必要とする区域において、住宅や地区施設等の整備改善により、地区住民の発意と創意を尊重したゆとりある住環境の形成を図る事業です。

第2節 景観形成を支援する取り組み

(1) 重点地区に対する支援

① 優良な建築物等に対する助成制度

重点地区では、歴史的なまち並みづくりを推進していくため、地域の伝統的な様式を継承し、一定の基準を満たした建築物等に対して、経費の一部を助成する支援制度を創設します。その際には、民間団体によって行われている助成制度との連携について協議します。

また、市民等からの寄付による基金を設置し、その運用益を活用した助成事業の実施についても今後検討します。

② 優先的な景観整備

公共施設の整備に際しては、重点地区において優先的に実施していくとともに、道路空間における無電柱化の検討や道路付属物の色彩配慮など、公共空間における十分な景観配慮に努めます。



景観に配慮して整備された上町の公衆トイレ

(2) 普及・啓発

① 市報やホームページによる情報発信

優れた景観づくりの事例や取り組みなどの情報をホームページ等により紹介するとともに、シンポジウムの開催などの景観関連イベント等を通じて、景観づくりに関する情報を発信します。

村上のふるさと景観スポット ⑦

これまで、市景観計画の要素として取り上げられている景観を紹介してきました。今月号からは、計画の中で重点的に景観形成に取り組んでいきたいと考えている重点地区候補の景観を紹介していきます。

●岩船地区(重点地区候補地・村上)
石川の河口に位置する港町であり、裏のある路地・小路を残す漁師町の雰囲気とともに、北前船の寄港地として栄えたかつての面影が感じられます。村上の三大祭りの一つである岩船祭は10月18・19日に行われ、風情ある町並みが舞臺な祭りを演出しています。

●小俣地区(重点地区候補地・山北)
出羽三山詣で賑わった宿場町であり、「日本国」の麓に位置する登山口として、毎年5月5日には山開きイベントを開催しています。戊辰の役で全焼した町並みは、明治初期に復興され、庄屋・旅館などの当時の面影が今も残っています。

●問い合わせ
都市整備課計画室 ☎53-2111(内線512・513) ※景観計画は、村上らしい魅力的な景観形成の目標、方針などに関する事項を定めるもので、現在策定中です。

村上のふるさと景観スポット ⑩

現在策定している「村上市景観計画」で、村上らしい景観特性と考えられる市内の「景観」を紹介します。今回のテーマは「景観重要公共施設」です。

●景観重要公共施設の候補地
市民が日常的に利用している道路や都市公園などの公共施設は、建築物とともに景観を構成する重要な要素の一つです。市内には笹川流れや三面川をはじめ、地域のシンボルとなる公共施設が多数存在します。景観計画では、より良い景観づくりを推進するため、「景観重要公共施設」を指定し、整備を行う際の方針やルールなどを定めることができます。

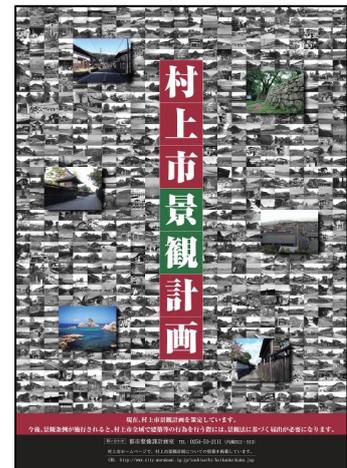
●問い合わせ
都市整備課計画室 ☎53-2111(内線512・513) ※景観計画は、村上らしい魅力的な景観形成の目標、方針などに関する事項を定めるものです。

啓発のために市報むらかみに掲載した「ふるさと景観スポット」(H24.4~H25.3)

② パンフレットやポスターによる意識醸成

景観づくりに関するパンフレットや奮起を促すポスターの掲示等により、市民の景観づくりに向けた意識の醸成を図ります。

左：市報むらかみに挟み込み配布した
景観計画中間案概要版のパンフレット
右：啓発のために市内に掲示したポスター



③ 景観に関する相談窓口

建築確認申請等の各種手続きの前に、景観形成方針や基準等についての助言や指導を受けることができるほか、地域の景観づくりについて相談することができます。

(3) 人材育成

① 出前講座等の景観教育・学習

出前講座をはじめ、学校教育や生涯学習等の機会に、日常の景観について考え、学ぶことができる景観教育・学習の推進に努めます。

② 景観アドバイザー等を育成する講習会の開催検討

景観に関する専門知識を高めるために、建築事業者や景観活動団体、市民等を育成する講習会の実施等について検討します。

③ 地域の景観づくりを担うリーダーの育成

まちづくり協議会をはじめとする各地域の協議の場等において、景観づくりに関連する活動を進めていけるよう、各地域のリーダーを育成するための取り組みを実施します。



景観についての議論等を行った市民ワークショップの様子（景観懇談会）



景観についての知識を深めるためのまちあるきの様子（景観懇談会）

第3節 景観づくりの担い手と役割

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが景観づくりの担い手としての認識を持ち、日常の生活の中にある景観への意識を高めることに努めるとともに、美しい景観づくりに向けた取り組みに積極的に参加・協力し、主体的に地域の景観づくりや景観保全の向上に努めることとします。

(2) 事業者の役割

事業者等は、建築・土木をはじめ農林水産業や商業・観光業など自らが行う事業活動が景観に及ぼす影響を認識し、地域の景観形成に関わっているという意識を持つとともに、景観づくりに貢献するよう積極的に取り組み、地域景観の向上に努めることとします。

また、建築関連業者は景観計画の主旨と内容を理解し、市民に対し情報を提供する役割を担うこととします。

(3) 行政の役割

良好な景観づくりに向けて、市民の景観意識の高揚を図るとともに、市民や市民による景観づくり団体、事業者等が行う景観づくりの取り組みに対して支援や誘導を行います。

また、公共施設の整備等に際しては、これまでに策定してきた計画書や報告書等を踏まえ、周辺景観との調和を図るとともに、地域を先導するよう積極的な景観づくりに努め、市民・事業者等と協力して地域の個性を尊重した景観づくりに努めます。

景観づくりに十分な予算を費やすことは困難な状況ですが、長期的な視点にたって計画的に取り組んでいくものとします。

第4節 推進体制と進行管理

第1項 推進体制

(1) 庁内体制

景観づくりに関わる部署が相互に連携して取り組みを進めていくことができるよう、景観に関する横断的な連絡体制を整備し、庁内における計画の推進、及び体制の強化を図ります。

また、公共施設等の整備においては、各部署で行われる景観形成行為等について、確実に計画に沿って行われるような体制の構築を図ります。



景観計画策定時の検討委員会（庁内）の様子

(2) 景観審議会

本計画の推進を図るとともに、本市の良好な景観の形成に関する事項を審議するため、「村上市景観計画策定委員会」を母体とする「(仮称)村上市景観審議会」を組織します。なお、(仮称)村上市景観審議会は有識者、市民団体、公募市民、関係機関等で構成し、以下の事項についての審議を行います。

- 景観に大きな影響を及ぼす行為について
- 景観計画の進行管理
- 景観重要建造物及び景観重要樹木
- 屋外広告物
- 景観重要公共施設
- その他本市の景観づくりに関する事項



景観計画策定時の策定委員会の様子

(3) 景観アドバイザー

景観形成行為を行う際に、周辺環境と調和させるためにどのようにしたらいいかなど、専門的な立場から助言・指導を行う景観アドバイザーの設置を検討します。なお、景観アドバイザーは、以下の事項についての相談・助言・指導等を行います。

- 届出対象行為
- 国または地方公共団体が行う通知行為
- その他良好な景観づくりに向けて必要と思われる行為

(4) 国や県との連携

景観重要公共施設をはじめ、本計画の推進に向けて必要と考えられる事項については、国や県に対して積極的に働きかけるとともに、各種取り組みを進めていくための連携・調整に努めます。また、必要に応じて「(仮称) 景観連絡協議会」等の設置についても検討します。

第2項 進行管理

(仮称) 村上市景観審議会において、計画の進行状況等についての点検を行うとともに、地域の景観に関する意識の醸成や社会経済情勢の変化等に応じて、適宜適切に見直しを検討します。

なお、良好な景観の形成は一定の継続性、安定性が要請されるものであることを踏まえた上で、見直しの必要性が認められる場合には、住民の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、(仮称) 村上市景観審議会、村上市都市計画審議会等の機関に諮り、見直しを検討することとします。

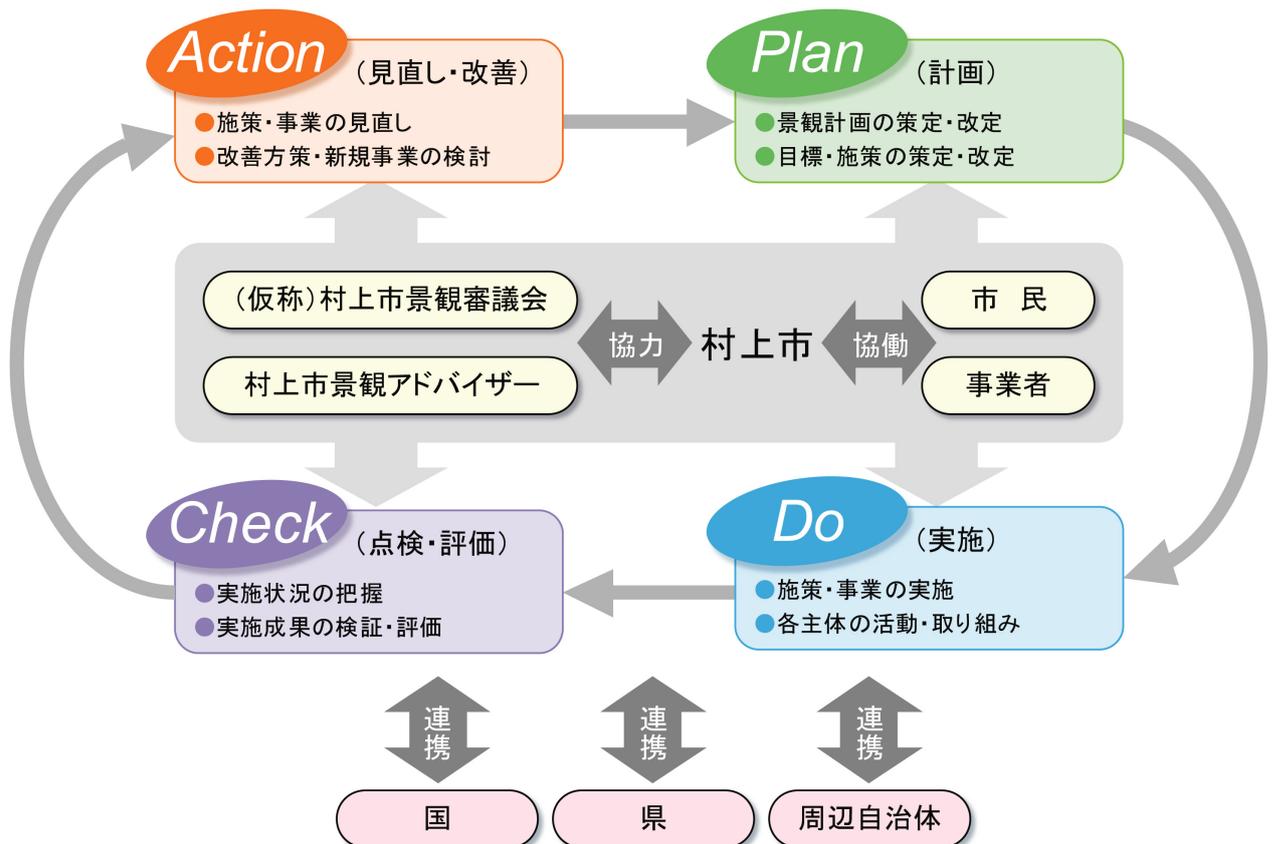


図. 景観計画の推進体制と進行管理

表. 庁内各課の景観計画との関係

関係課名	所管事務等 ※マスタープラン等
政策推進課 企画政策室、情報化推進室	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新市基本計画、地域審議会、地方分権、広報広聴、市勢要覧の編集・発行、ホームページの運営管理等 ■ 電子計算による情報処理及びシステム開発、地域情報化の推進及び管理、統計調査に関する事など ※第1次村上市総合計画
自治振興課 自治振興室、公共交通係	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民との協働の推進、地域コミュニティの推進及び支援に関する事など ■ 生活交通確保に関する事
環境課 生活環境室、ごみ処理場建設準備室、ごみ処理場、し尿処理場	<ul style="list-style-type: none"> ■ 墓地、火葬場の経営等の許可、廃棄物処理、公害対策等に関する事など ■ 新ごみ処理場の建設に関する事 ■ ごみ処理場・し尿処理場の運転・保守管理に関する事など ※環境基本計画 ※新ごみ処理場建設計画
商工観光課 観光交流室、商工振興係、雇用促進係、みどりの里、勤労青少年ホーム	<ul style="list-style-type: none"> ■ 観光事業の振興、観光振興計画、観光案内物産センターの維持管理に関する事など ■ 商工業の振興、制度資金、露店市場、鉱業等に関する事など ■ 企業誘致、雇用促進、労政、工業団地に関する事 ■ みどりの里、その他観光施設、勤労青少年ホームの運営管理に関する事など ※観光振興計画
農林水産課 農業振興室、林業振興係、水産振興係	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農業振興、農業病虫害の駆除、後継者育成、土地改良、山村振興事業等に関する事など ■ 林業振興等、施設整備及び維持管理、保安林及び治山等に関する事 ■ 水産業振興、内水面漁業振興、漁港建設工事の設計・施行及び維持管理に関する事 ※農業振興地域整備計画 ※農村環境計画 ※地産地消推進計画 ※特定間伐等促進計画
農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農地の耕作目的の権利移動（売買、賃貸等）、農地の転用、農地基本台帳、農業者年金、全国農業新聞、農業振興計画、担い手の育成に関する事など ※農業振興地域整備計画
生涯学習課 社会教育推進室、スポーツ推進室、文化行政推進室	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生涯学習の推進、資料の収集・作成及び提供、社会教育委員、生涯学習審議会、青少年問題協議会・青少年健全育成等に関する事、人権・社会同和教育に関する事など ■ スポーツ・運動・レクリエーションの振興、スポーツ指導者の養成、体育指導委員協議会等に関する事、スポーツ施設の設置、管理、運営及び整備、学校体育施設の開放等に関する事 ■ 芸術文化の振興、郷土資料館、文化施設に関する事、埋蔵文化財発掘調査、出土品の保管・管理、埋蔵文化財の公開、活用に関する事など
都市整備課 計画室、整備室、管理室	<ul style="list-style-type: none"> ■ 都市施設整備事業及び都市計画関係、福祉のまちづくり条例に関する事、建築基準法に係る経由事務、都市計画法関係、市営・県営住宅に関する事など ■ 都市施設整備設計・施工、災害復旧、工事台帳の整備に関する事など ■ 都市施設の維持管理、市道の認定・廃止、国有財産に関する許認可、除雪計画に関する事など ※都市計画マスタープラン ※耐震改修促進計画
財政課 財務係、管財係、契約検査室、行政経営係	<ul style="list-style-type: none"> ■ 財政計画、予算の編成・配当・調整及び管理など ■ 公有財産及び基金の管理など ■ 入札及び契約に関する事など ■ 行財政改革、指定管理者制度に関する事など

村上市景観計画で定める事項					
3. 良好な景観形成に関する方針	4. 良好な景観づくりのための行為の制限	5. 景観重要建造物及び樹木の指定の方針	6. 屋外広告物の制限に関する事項	7. 景観重要公共施設の整備に関する事項	8. 計画の実現に向けて
○					○
○	○ 集会施設等の整備・補修時		○ 市民協働のまちづくりにより、看板整備をする場合		○
○	○ 新ごみ処理場建設時等				○
○	○ 観光施設整備・補修時	○ 観光資源から景観重要建造物の指定（その逆も）	○ 観光案内看板などを整備する場合	○ 観光資源から景観重要公共施設を指定する場合	○
○	○ 施設整備・補修時		○ 田畑等で広告物（公共含む）を整備する場合	○ 管理施設を指定する場合	○
○			○ 田畑等で広告物を設置する場合		○
○	○ 管理施設整備・補修時	○ 指定文化財等との調整等	○ 屋外で解説看板を整備する場合	○ 歴史的な施設や旧街道などの道路を指定する場合	○
●	●	●	● ※別途、条列作成が必要。	●	●
○					○

